【270】

氏　名(本　籍)	藤村正之(ふじむらまさゆき)(岩手県)
学位の種類	博　士(社会学)
学位記番号	博乙第 1,357 号
学位授与年月日	平成10年2月28日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	**福祉国家再編成の社会学的理解** －「分権化」と「民営化」をめぐる日本的動態－
主　査	筑波大学教授　博士(社会学)　副田義也
副　査	筑波大学教授　岩瀬庸理
副　査	筑波大学助教授　樽川典子
副　査	筑波大学助教授　奥山敏雄

論文の内容の要旨

(1)本論文の課題と構成

先進諸国では1970年代半ば以降,「福祉国家の危機」論や「福祉見直し」論が登場し,「福祉多元主義(welfare pluralism)」や「福祉ミックス(welfare mix)」とよばれる対応によって,その福祉国家体制の再構成がなされていった。それに加えて,90年代は世界規模の「大競争(mega competition)」の進展が,経済システムの変動を媒介に福祉国家体制に影響を与えるようになってきてもいる。日本も,先進諸国一般のそのような流れと連動しつつ,低成長経済への移行による財政緊縮ならびにそれを引きがねとする行政改革によって,80年代前半から,医療保険・年金保険・福祉サービスなどの主要な福祉政策の制度改革がなされていった。その底流に流れた方向性は,他の先進諸国と同様,「分権化(decentralization)」と「民営化(privatization)」ということができる。

本論文の課題は2つである。第1。1980年代から90年代前半までの日本社会で,福祉国家再編成として進行しつつある「分権化」と「民営化」を,その方向性の内実とともに具体的題材に関連させながら検討すること。第2。それらを通じて,「福祉国家」が現代社会においておかれている多様なベクトルの錯綜状況を可能な限り明らかにし,その展望のための社会学的な指針をえること。本論文の議論のレベルは,国家論や政治体制論として「福祉国家」論そのものを理論的・抽象的に扱う極度なマクロ・レベルでもなく,他方で,「福祉国家」の諸制度を通しての生活問題解決の個別事例の実態を詳細に検討するミクロ・レベルでもなく,その中間たる集団・組織に焦点をあてたメゾ・レベルで,「分権化」や「民営化」のベクトルがもつ意味を考察している。そのレベルで現象を整理・分析するための視点として,a・市場,社会計画,社会運動の3メカニズムの連関性,b. 資源配分様式たる自助・互酬・再分配・市場交換の4類型の比重の変化などに着目している。

本論文では上記の課題へ接近するため,3部－7章と序章・終章をおくことによって構成してる。序章では,本論文の問題関心と分析視点について説明をする。つづく,第1部では,本論文全体の基礎作業として,80年代までの福祉国家のマクロ・レベル分析として,その理論的検討と日本の福祉政策の動態について考察する。第2部・第3部は,主に組織レベルに焦点をあてた福祉国家再構成のメゾ・レベル分析として,第2部では「分権化」の,第3部では「民営化」の動向と具体的事実を検討する。最後に,福祉国家再構成の社会学的理解のまとめとして終章をおいている。

(2)本論文の主要な論点

1980年代半ば以降の日本での福祉政策分野での「分権化」を総評すれば，「統制のとれた分権体制」という評価に到達する。機関委任事務から団体事務による行政事務配分の再編と老人保健福祉計画による計画行政の進む現状で，地方政府の福祉政策の多くは独自の道を歩む萌芽的可能性と，厚生省の統制的な意図の範囲で展開される状況との拮抗状態にあると言えるだろう。「統制のとれた分権体制」は，中央政府の一方的な押しつけによって構造化されているのではなく，それを支える行動と意識・財源構造が地方政府の側にも少なからず存在するのである。これらの政策対応は，厚生省側から見れば，「分権化」の進行する中での行政事務配分の変化によって，中央政府－地方政府という本来異なる組織同士になったはずの組織間関係を，情報と資源のゆるやかな操作で擬似組織内関係として保持しつつ運営する機能を有している。

他方，日本の福祉政策分野において進行してる「民営化」の実体は，「競争なき民間委託」と位置づけられるようなものとなっている。それは，市場原理を導入し，競争による効率化を図るという意味での狭義の民営化には距離があり，政府財源の軽減化と利用者負担を図りつつ，他組織である非営利団体を主な委託先として擬似組織内的位置に包摂する組織再編成として理解されるべきものである。同時に，社会運動が抵抗型から共助型へと比重を変化させる中で，非営利団体の活動に参加する人々にとっては相互関係の形成とそこでの自己確認という主題が重要なものとして浮上してきている。

以上のような「分権化」と「民営化」の方向性を，資源配分様式としてとらえれば次のようになる。政策運営のユニットとしては，福祉サービスではユニット縮小の方向へ（地方政府中心へ），社会保険では老人保健法を代表例にユニット拡大の方向へ（保険者間の支援へ）と異なるベクトルが志向されつつも，中央政府関与の比重を薄めるという機能としては軌を一にしている。これは政策の焦点を中央政府による税金投入という発想から，公共性を有する地方と保険という場に移行させ，再分配的配分様式の内実を多様化していくということでもある。同時に，「民営化」の方向性によって，一方では互酬的配分様式が，他方では市場交換的配分様式が唱導されている。すると，福祉政策の戦略空間は，従来の単なる再分配的配分様式に基づく運営としてではなく，利用者負担の存在を下敷きにしつつ，互酬－再分配（中央・地方・保険）－市場交換という，細かくは5つの場の交錯として再編成されつつあるといえる。すなわち，進行中の事態は，再分配的配分様式から他の配分様式，主には互酬的配分様式・市場交換配分様式への単なる移行というのではなく，中央・地方・保険という再分配的配分様式の多様化を核にした再編成といったほうが実態にあっていると言えるだろう。さらに，現実の事象では，公設民営や民間委託の形態など，特定組織内部においても，これらの配分様式が混合的に使用されている。

「分権化」と「民営化」の動向が私たちに教えることは，広く言って，再分配的配分方式の変容にともなう公共性の再検討という課題である。そこでは，高度産業化の進展によって行政圏・生活圏・資源圏が異なって展開せざるをえない状況の中での，再分配的配分様式それ自身および他の配分様式との再調整のあり方が問われているのでもある。「福祉多元主義」の動向は「分権化と参加」の連関という主題にもまとめられる。行政権限が身近な政府に移転することは，権限行使や政策内容に住民の意向がより強く反映され，住民自身の政策参加の可能性が増すということであり，そのことによって「分権化」の内実が達成されるからである。地方政府への権限移管である「分権化」と，「民営化」たる非営利団体の活動を通してなどの住民参加は異なるベクトルであるが，そこにおいて一連のつながりを有しているわけである。もちろん，「市場の失敗」と「政府の失敗」の後に登場する「分権化と参加」による連帯の試みの盛衰は今後の経験に開かれた問題である。

同時に，福祉国家再編成に見られる「分権化」と「民営化」の方向性を社会学的にとらえようとすると，国家レベルでの社会計画の限界の明確化と非営利団体など中間集団の再構築の試みとまとめなおすことができる。国家レベルでの社会計画の限界の帰結として，「分権化」として権限が移行される地方政府も中央政府と比較して中間集団だと位置づけるならば，「分権化」「民営化」の動向はともに，中間集団への大いなる期待と読みかえることができる。そのことは，一般に社会計画と社会運動の拮抗関係があるとして，社会運動の比重が抵抗型の社会運動から共助型の社会運動に比重が移ることで，権力体たる地方政府と協調関係に入りやすくなり，他方で，

地方政府が中央政府に対してもつ，ある種の運動性が社会計画に内包されることによって，その拮抗関係が相補的なものになるという側面もしめしている。そのような福祉国家再編成がもたらす中間集団再構築の試みを社会学理論としてとらえるならば，中間性を間にはさんだ，社会関係における３層性の絶えざる創出という問題と位置づけることができる。マクロ・レベルとミクロ・レベルの間に，メゾ・レベルをいかに作り出していくかがその達成パフォーマンスに関わるということになろう。その際，重要な点はその中間性を単純に実体的なものとしてではなく。関係性の中で成立する機能的なものとしてとらえることであろう。もちろん，人間の行為が実体的な準拠をもちえなければならない以上，具体的な組織・集団がその機能を担うことになるとしても，その組織・集団の存在そのものに第１の意義があるのではなく，そこが担う中間性という機能に意義があるということである。福祉国家が制度的な再分配を通じての連帯であったとするなら，中間集団再構築の試みは，固定的ではなく常なる創出として，行為を通しての連帯を模索することとも言えるのだろう。

審査の結果の要旨

現在，わが国の社会学においては福祉国家論がおおいにさかんで，多くの文献が発表されているが，本論文はそれらのなかで，つぎの７点で独自の学術的価値をもっている。

(1)福祉国家収斂説にたいして，社会保障給付費比率その他の時系列データをつかい，クラスター分析をおこない，諸福祉国家が７つの群にわかれることを実証した。

(2)準拠集団理論にヒントをえて準拠国家という概念を案出し，社会保障制度が国家間で普及する過程を分析した。

(3)国家レヴェルでの政策を総合的にとらえる理論枠組を形成し，現代日本の福祉政策の歴史的変動の動態を解明した。

(4)自治体レヴェルでの政策を総合的にとらえる理論枠組を形成し，その老人福祉政策を分析した。また，中央政府と自治体，自治体同士の政策にかかわる関係をあきらかにした。

(5)各地方の老人保健福祉計画を，分権化と計画化の接点として分析した。そのさい，計画技術，計画過程の実態分析が，計画が自治体の学習運動であったことまでを示した。この(4)と(5)は分析化に着目した福祉国家再編成のメゾ・レヴェル分析である。

(6)在宅福祉サーヴィスを提供する非営利団体の活動は，低成長下の福祉政策の変容と，人びとの自主的集団活動への志向の産物であり，他の団体などが実施しにくい課題を引きうけていることをあきらかにした。

(7)「あしながおじさん」制度をつうじて，ヴォランタリーな贈与としての寄付行為を研究し，その行為において想像力の働きが重要な役割をはたしていることを確認した。この(6)と(7)は，民営化に着目した福祉国家再編成のメゾ・レヴェル分析である。

よって，著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。